

人権相談の現場から

女性に関する相談〔夫からのドメスティック・バイオレンス (DV)〕

相談 夫は結婚当初よりささいなことで暴言を吐いたり、物に当たったりしていた。夫はある日、仕事から帰宅したときに食事の用意ができていないことに腹を立てた。妻が子どもの世話で準備が遅くなっている等の説明をしたところ、夫はさらに興奮し、妻に殴る蹴るの暴力を振るったため、妻は子どもを連れて家を飛び出し、警察に保護を求めた。夫の元に戻ることは危険であるため、母子の保護をお願いしたい。

対応 妻は配偶者からの暴力の被害者であるので、女性相談センターが妻の意思やその他の状況を総合的に考え、被害者保護の観点から配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防

止法）による保護を母子共におこなった。夫は妻の実家や親戚に出向いて妻の居所を探し回り、暴力的な態度に変化がみられなかったため、妻は夫と離婚する意思を固めた。妻にはDV防止法に基づく保護命令制度の説明や福祉施設等の情報提供をおこなった。

現在、妻には保護命令（接近禁止）が発令されて身の安全が図られたことから、新たな生活に向けて住宅探しを行っている。

離婚に関しては、相手が素直に応じず、往々にして長期化する事例も多くみられる。その場合は、長期に精神的負担を背負わなければならないことから、精神的な支援が必要となる。また、住宅の確保や経済的に安定を図るための就労先の確保等、被害者の自立を支援するためには、関係機関の協力・連携が重要となる。

外国人に関する相談〔外国人であることがゆえの嫌がらせ〕

相談 外国人というだけで、居住マンションの隣人から顔を合わせるたびに「パスポートを見せろ」「外国人登録証を見せろ」などの嫌がらせを受けているため、どうすれば止めさせられるのかと悩み、相談にきた。

対応 パスポートや外国人登録証の提示を求めることができるのは、警察官や入国管理局の

担当者などに限られており、この隣人には当然何の権利もなく、このようなことを言うのは明らかに外国人に対する差別である。

毅然とした態度で抗議の意思を伝えること。また、マンションの管理人や他の住民などに間に入ってもらい話し合うこと。それでもやめないときは、人権擁護委員や弁護士会の人権擁護委員会等に相談するよう助言した。

DVに関する相談先

名称	対応言語	電話番号	対応日時	内容
大阪府女性相談センター	日本語、英語	06-6725-8511 (7アック06-6720-3518)	9:30~16:30 (土・日・祝休み)	DV相談 (配偶者暴力相談支援センター)
ドーンセンター内DV相談コーナー	日本語	06-6946-7890	10:00~20:00 (月・祝休み)	
中央子ども家庭センター	//	072-828-0277	9:30~17:00 (土・日・祝休み)	
池田子ども家庭センター	//	072-751-3012		
吹田子ども家庭センター	//	06-6380-0049		
東大阪子ども家庭センター	//	06-6721-2077		
富田林子ども家庭センター	//	0721-25-2065		
岸和田子ども家庭センター	//	072-441-7794		

外国人問題に関する相談先

名称	対応言語	電話番号	対応日時	内容
大阪府外国人相談コーナー	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、ベトナム語	06-6941-2297	9:00~17:30 (土・日・祝休み)	在留資格、労働、医療、福祉など
AMDA国際医療情報センター関西 (NGO)	英語、スペイン語 (中国語・ポルトガル語は要事前予約)	06-4395-0555	9:00~17:00 (月~金)	電話による医療機関情報、医療情報提供
RINK (すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク) (NGO)	日本語・スペイン語 (月・火) 中国語 (水)、タイ語 (金)	06-6910-7103	14:00~17:00 (月~金)	在留資格、労働など全般的な生活相談、人権相談
関西生命線 (NGO)	中国語 (北京語・台湾語)	06-6441-9595	10:00~19:00 (火・木・土)	生活相談、カウンセリング
大阪法務局人権擁護部	英語 (第1・3水) 中国語 (毎週水)	06-6942-9496	13:00~16:00	人権相談
大阪入国管理局 (外国人在留総合インフォメーションセンター)	英語、中国語、スペイン語 韓国・朝鮮語 (火・水)	06-6941-3701 3702	9:00~16:00 (土・日・祝休み) 昼休みを除く	入国、在留手続きの相談